

愛媛県町村議会議長会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、愛媛県町村議会議長会と称し、愛媛県内各町議会議長をもって組織する。

第2条 本会は、事務局を愛媛県自治会館に置く。

第3条 本会は、町議会の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 町議会の運営の研究
- (2) 町議会議長の権限に属する事務の連絡調整
- (3) 地方自治の振興発展に関する調査研究
- (4) 町議会議員の教養並びに福利厚生に関する事項
- (5) 系統関係団体並びに地方自治関係団体との連絡調整
- (6) その他本会の目的達成のため必要な事項

第2章 会 議

第5条 本会の会議は定例会及び臨時会とする。

第6条 会議は、会長がこれを招集する。

2 構成員の2人以上から会議に付議すべき案件を示して、会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

第7条 会議における議長の職務は、会長がこれを行う。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代行し、会長、副会長ともに事故があるとき又は欠けたときは年長者が臨時議長の職務を行う。

第8条 会議は、その構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、同一案件について再度招集しても2分の1以上に達しないときは、この限りでない。

第9条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第3章 役員・職員

第10条 本会に会長1名、副会長1名、監事1名を置く。

2 会長、副会長及び監事は、町議会議長の中から会議においてこれを選挙する。

第11条 会長、副会長及び監事の任期は、2年とする。

2 前項の任期は、選挙の日からこれを起算する。ただし、前任者の任期満了の前日に選挙を行った場合においては、前任者の任期満了の日の翌日からこれを起算する。前任者の任期満了の日後に選挙を行う場合においては、前任者は後任者の就任するまでなお在任する。

3 補欠により、会長、副会長又は監事となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。ただし、監査は愛媛県町村会において選出された監事1名とともに行う。

第13条 役員には報酬を支給しない。ただし、必要に応じ実費を弁償することができる。

第14条 本会に事務局長1名、所要の職員若干名を置き、会長がこれを任免する。

2 事務局長は、会長の命を受け、本会の事務を処理する。

3 職員は、上司の命を受け、庶務に従事する。

第4章 会 計

第15条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。

2 会費は、各町議会の負担とし、その金額及び分賦方法等は、毎年度予算でこれを定める。

第16条 本会の毎年度歳入歳出予算は、会長がこれを調製し、年度開始前に会議の議決を経なければならない。ただし、補正予算については会長が専決処分し、次の会議に報告するものとする。

2 本会の会計年度は、国の会計年度による。

第17条 本会の決算は、会長がこれを作成し、監事の監査を経て翌年度の会議の認定を経なければならない。

第5章 雑 則

第18条 本会の規約は、会議の議決を経なければこれを変更することができない。

第19条 この規約施行に関し必要な事項は、会議の議決を経て会長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規約施行の際、従前の規約による役員の職にある者は、この規約施行の日においてそれぞれこの規約により役員となったものとみなす。
- 3 前項の規定により役員となったものとみなされた者の任期は、それぞれその者が従前の規約により役員となった日から起算する。
- 4 愛媛県町村議会議長会規約（昭和24年7月29日制定）は、平成17年3月31日をもって廃止する。